

資料 3

(案)

三郷市行政改革推進委員会会議公開規程

(趣旨)

第1条 三郷市行政改革推進委員会の会議(以下「会議」という。)の公開に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則公開とする。ただし、会議で次のいずれかに該当すると認められる事項を審議する場合は、この限りでない。

- (1) 三郷市情報公開条例(平成11年条例第15号)第7条第1号から第8号までに規定する非公開情報に該当すると認められる事項
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生じると認められる事項

(傍聴の手続等)

第3条 会議を傍聴しようとする者は、三郷市行政改革推進委員会傍聴申請書(別記様式)により申請し、会議の委員長(以下「委員長」という。)の承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、会議の開会の5分前までに提出しなければならない。

(傍聴人の範囲及び定員)

第4条 会議を傍聴することができる者(以下「傍聴人」という。)は、三郷市民及び審議事項に利害関係を有する者とする。

- 2 傍聴人の定員は、原則5名とする。ただし、会議の秩序を守るために必要と認めるときは傍聴を制限することができる。
- 3 傍聴の希望者が定員を超えた場合は、抽選により傍聴人候補者を決定する。
- 4 委員長は、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者の傍聴を承認しないことができる。

(傍聴人の守るべき事項)

第5条 傍聴人は、会議を傍聴するに当たっては、次に掲げる事項を守らなければならぬ。ただし、委員長の許可を得た場合には、この限りでない。

- (1) 静粛に傍聴すること。
- (2) 拍手その他の方法により公然と可否等を表明するなど、会議の議事妨害となる行為はしないこと。
- (3) 飲食又は喫煙等をしないこと。
- (4) 写真撮影、録画又は録音をしないこと。
- (5) 携帯電話等の通信機器を使用しないこと。
- (6) その他会議の支障となる行為をしないこと。

(違反に対する措置等)

- 第6条 傍聴人が前条の規定に違反すると認めるときは、委員長はこれに対し制止を命じ、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。
- 2 傍聴人は、会議の中で当該会議を非公開とする議決があったときは、速やかに、退場しなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、傍聴人は、委員長の指示に従わなければならぬ。

(会議の周知)

- 第7条 委員長は、会議開催の1週間前までに、会議の名称、審議事項、日時、場所、その他必要な事項を公表するものとする。

(その他)

- 第8条 この規程に定めるもののほか、三郷市行政改革推進委員会会議の公開に關し必要な事項は、委員長が会議に諮りこれを定める。

附 則

この規程は、令和 年 月 日から施行する。